

議案第 2 1 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会委員長	月額 63,000 円
教育委員会委員	月額 47,000 円

」を「

教育委員会委員	月額 47,000 円
---------	-------------

」に、「

選挙長・開票管理者	選挙 1 回につき 10,600 円
-----------	--------------------

」を「

選挙長・開票管理者	日額 10,600 円
-----------	-------------

」に、「

開票・選挙立会人	選挙 1 回につき 8,800 円
----------	-------------------

」を「

開票・選挙立会人	日額 8,800 円
----------	------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条に規定する教育委員会委員長が在職する場合におけるこの条例による改正後の四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定の適用については、別表中

「

教育委員会委員	月額 47,000 円
---------	-------------

」とあるのは、「

教育委員会委員長	月額 63,000 円
教育委員会委員	月額 47,000 円

」とする。